

令和6年（行ケ）第16号
当選無効等請求事件
被告 東京都選挙管理委員会

意見陳述

2024（令和6）年10月1日

東京高等裁判所第21民事部 御中

原告 中尾 信之

民主制が適切に機能するかどうかは、①主権者である市民が、選挙管理委員会によって公平公正に運営される選挙プロセスを通して、議員や首長が適切に選べる状態にあること（公平公正な選挙運営の担保）。②市民が選んだ議員や首長が適切な立法行為や行政運営を行っているかを、適切な情報公開が行われることを通して、市民が常時監視できること。③仮に議会運営や行政運営に問題があれば、市民の声や、なんらかの異議申し立て、また裁判などによって、議会運営や行政運営の不正・不備の是正を要求できることに依拠していると思われる。

本件訴訟提起は、上述の民主制の前提である「公平公正な選挙運営の担保」に関わる訴訟であり、先の東京都都知事選の選挙運営について、原告である市民（主権者）が、選挙プロセスの公平性、公正性に対して強い疑義を持ったために提起した裁判である。

小池氏は3件の刑事告発を受けているが、被疑者にすぎない状態である。しかしながら、今回、原告が訴状において指摘した「地位利用による選挙運動(甲第17号証、甲第18号証)」は疑いようがない事実である。また「地位利用による出馬要請依頼（甲第3号証、甲第4号証）」についても違法行為が行われた可能性が高く、早期に警察が調査すべき内容である。「学歴詐称」については、長期にわたり公職にあった小池氏について、事実が市民に明らかにされるべき事柄であると考えられる。

このように、小池氏は3件の刑事告発がなされており、法律違反を行って当選したことが強く疑われる状態である。そのため、真に有効な当選というより、刑事告発を受けた事

件について有罪ではなかった場合にのみ当選が有効であるというような「条件付き当選状態」にあると言える。小池氏が今回行ったような露骨な「地位利用による選挙運動」を許せば、現職候補が圧倒的に有利となり、公平公正な選挙が行われているとは言えず、民主制の根本的な破壊につながるものと考えられる。

また、本件裁判とは直接に関係はないものの、「公平公正な選挙運営」という点に関して、メディアによる民主制破壊についても指摘したい。今回の都知事選においてはメディアが主要4候補に絞った報道をすることで56人の候補者があったにも関わらず、上位4候補に得票数の89.8%が集中する結果となった。さらには、2024年7月7日、各開票所において、一票も開票されていない20時の段階で主要メディアが、小池氏の当選確実を報道したことは選挙制度そのものの無効化であり、民主制の破壊そのものであると言える。

このようにメディアは、選挙結果については開票行為を無視して早期に報道しておきながら、小池氏の刑事告発3件については早期に十分な報道を行わず、正しい情報を公平公正に市民に伝えることをしないことで意図的に選挙結果をコントロールしたのではないかとさえ疑われる。これらのバランスを欠いた報道は、放送法第4条二項に定める「政治的に公平であること」に反するものである。

裁判所には、本件に関し、民主制の適正運営に関わる重大な裁判であるという認識のもと、民主制の維持に本来重要な役割を果たすべき選挙管理委員会、メディア、警察、検察に対して、今後の行動指針となりうるような判示をされることを強く求める。また、立法府に対しては、選挙の適切な実施のために必要な法整備を促すことを要請するような判示をされることを求める。 以上